

最高裁秘書第5338号

平成31年1月15日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成30年12月11日付け（同月13日受付，最高裁秘書第5238号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「司法修習生の修習終了証明について」と題する文書（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

最高裁人任第2999号

平成30年12月12日

日本弁護士連合会事務総長 殿

最高裁判所事務総局人事局長 堀 田 眞 哉

---

司法修習生の修習終了証明について

(11月13日付け日弁連審1第568号に対する回答)

平成30年12月11日付け最高裁人任第2998号をもって回答した平成29年度(第71期)司法修習生考試合格者名簿記載の者が同月12日付けで司法修習生の修習を終えた者であることを証明します。